

福岡県公報

令和 6 年 12 月 13 日
第 556 号

目 次

告 示 (第 770 号 - 第 780 号)

○保安林指定施業要件の変更予定通知の掲示	(農山漁村振興課) ……………	1
○保安林指定施業要件の変更予定通知の掲示	(農山漁村振興課) ……………	1
○保安林指定施業要件の変更予定通知の掲示	(農山漁村振興課) ……………	2
○保安林指定施業要件の変更予定通知の掲示	(農山漁村振興課) ……………	2
○保安林指定施業要件の変更予定通知の掲示	(農山漁村振興課) ……………	2
○道路の区域の変更	(道路維持課) ……………	3
○道路の供用の開始	(道路維持課) ……………	3
○道路の区域の変更	(道路維持課) ……………	3
○道路の供用の開始	(道路維持課) ……………	3
○「人吉球磨の玉手箱 図録」の販売代金の収納の事務の委託	(文化振興課) ……………	4
○飼料の試験結果の概要	(畜産課) ……………	4
公 告		
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ……………	4
○競争入札参加者の資格等	(総務事務厚生課) ……………	4
○一般競争入札の公告について	(財産活用課) ……………	6
○産業廃棄物処理施設の設置についての環境調査書の縦覧	(廃棄物対策課) ……………	9
○土地改良区の清算人の退任	(農村森林整備課) ……………	10
○土地改良区の役員の退任	(農村森林整備課) ……………	10
○福岡県県土整備部・建築都市部公共事業再評価検討委員会の開催		

(県土整備企画課) ……………10

(住宅計画課) ……………11

○住宅確保要配慮者居住支援法人の指定

告 示

福岡県告示第770号

保安林の指定施業要件の変更に関する農林水産大臣からの通知（令和6年11月福岡県告示第692号）に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更予定通知の内容を、当該保安林の属する関係市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和6年12月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名
北九州市役所及び八女市役所
河野 和則、坪根 廣子、中村 ヒサコ、室岡 克典、栗原 稻生
- 2 通知の要旨
 - (1) 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。
 - (2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については令和6年11月福岡県告示第692号によること。

福岡県告示第771号

保安林の指定施業要件の変更に関する農林水産大臣からの通知（令和6年11月福岡県告示第693号）に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更予定通知の内容を、当該保安林の属する関係市役所及び添田町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和6年12月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名
朝倉市役所、みやま市役所及び添田町役場
西尾 憲一、野田 イトエ、八幡神社、初井 守
- 2 通知の要旨
 - (1) 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。
 - (2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については令和6年11月福岡県告示第693号によること。

福岡県告示第772号

保安林の指定施業要件の変更に関する農林水産大臣からの通知（令和6年11月福岡県告示第694号）に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更予定通知の内容を、当該保安林の属する関係町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和6年12月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名
添田町役場及び大任町役場
高畑 彌生、安藤 永治、山口 時太郎、中川 良一、池田 升二
- 2 通知の要旨
 - (1) 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。
 - (2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については令和6年11月福岡県告示第694号によること。

福岡県告示第773号

保安林の指定施業要件の変更に関する農林水産大臣からの通知（令和6年11月福岡県告示第700号）に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不明なため

、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更予定通知の内容を、当該保安林の属する関係市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和6年12月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名
飯塚市役所、宮若市役所及び嘉麻市役所
井上 研二、久保 信二、大田 光太郎、大田 惣太郎、大里 甚市、大田 栄十、手島 惣太郎、大田 伊太郎、大田 孫吉、大田 鶴吉、平島 新六、平島 権太郎、伊藤 夏太郎、井上 安太郎、大田 刃太郎、大里 梅吉、大里 実太郎、大田 松太郎、大田 市太郎、大田 芳右エ門、大田 浅次郎
- 2 通知の要旨
 - (1) 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。
 - (2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については令和6年11月福岡県告示第700号によること。

福岡県告示第774号

保安林の指定施業要件の変更に関する農林水産大臣からの通知（令和6年11月福岡県告示第702号）に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更予定通知の内容を、当該保安林の属する八女市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和6年12月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名
八女市役所
古澤 大地
- 2 通知の要旨

- (1) 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。
- (2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については令和6年11月福岡県告示第702号によること。

福岡県告示第775号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年12月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
南筑後	県道	水田川線 大川	前	柳川市西蒲池1017番1先から 柳川市西蒲池1299番6先まで	10.8 ～ 35.1	303.6
			後	柳川市西蒲池1017番1先から 柳川市西蒲池1299番6先まで	10.8 ～ 35.1	303.6

福岡県告示第776号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和6年12月13日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年12月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間

南筑後	水田川線 大川	柳川市西蒲池1017番1先から 柳川市西蒲池1299番6先まで
-----	------------	------------------------------------

福岡県告示第777号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年12月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
南筑後	国道	385号	前	柳川市西蒲池1032番1先から 柳川市西蒲池1299番6先まで	10.8 ～ 35.1	177.7
			後	柳川市西蒲池1032番1先から 柳川市西蒲池1299番6先まで	10.8 ～ 35.1	177.7

福岡県告示第778号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和6年12月13日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年12月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
南筑後	385号	柳川市西蒲池1032番1先から 柳川市西蒲池1299番6先まで

福岡県告示第779号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同令第1条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、「人吉球磨の玉手箱 図録」の販売代金の収納の事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する

令和6年12月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 委託先 株式会社オークコーポレーション
- 所在地 東京都渋谷区笹塚一丁目62番3号
- 委託期間 令和6年10月22日から令和7年3月31日まで

福岡県告示第780号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第7項の規定により、令和6年9月に収去した飼料の試験結果の概要を次のように公表する。

令和6年12月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

製造事業場等の名称、法人番号及び所在地	収去場所及び法人番号	飼料の名称	製造（輸入）年月	試験項目	違反の内容
JA全農くみあい飼料株式会社 福岡工場 8070001021304 福岡市中央区那の津五丁目2番24号	同左	パワーレイヤー	令和6年9月	栄養成分等－粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん、代謝エネルギー	－
		米すいとん	令和6年9月	栄養成分等－粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん、可消化養分総量	－

注1 収去した飼料が、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第27条第1

項又は第29条第2項若しくは第30条第2項の規定に基づく規格適合表示飼料である場合には、飼料の名称の欄中に「規」と記載している。

2 試験項目の欄には、栄養成分等－粗たん白質、一般鑑定の検査項目ごとに記載している。

3 違反の内容の欄には、栄養成分等の表示量に対して過不足があった場合には、その成分名、試験値及び過不足の量を、原材料について違反があった場合には、その内容を記載している。

公 告**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和6年12月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 開発区域に含まれる地域の名称
小郡市松崎字古原756番3及び756番5
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市東区青葉五丁目6番1号
株式会社マチルダ
代表取締役 武尾 佳代

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和6年12月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 調達をする物品等又は特定役務の種類
福岡県有施設（13施設）ガス供給

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者

- ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条
- ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条
- ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

- キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- ク 消費税及び地方消費税に未納のある者
- ケ 福岡県内に事業所を有する者であって、福岡県の県税に未納のあるもの

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあつては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

エ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

オ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料

カ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料

キ 法人にあつては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあつては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）

ク 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者雇用状況調査票（様式第4号）

ケ 営業概要表（様式第5号）

コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあつては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

- サ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- シ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- ス 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）
- セ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- ソ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- タ I S O 9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- チ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はクに掲げるもの）
- ツ 返信用封筒（460円切手を貼付した長形3号封筒）
- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
福岡県総務部総務事務厚生課調達班
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）
申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。
- (3) 申請書の受付期間
この公告の日から令和7年1月6日（月曜日）までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格審査結果の通知
競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。
- 5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- (1) 競争入札参加資格の有効期間
競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和7年10月末日までとする。
- (2) 有効期間の更新手続
(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和7年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の調達について、次のとおり一般競争入札を行います。

令和6年12月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達案件名
福岡県有施設（13施設）ガス供給
- (2) 契約内容及び特質等
入札説明書のとおり
- (3) 契約期間
令和7年4月1日から令和9年4月30日まで
（供給期間：入札説明書のとおり）
- (4) 供給場所
入札説明書のとおり

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和6年4月福岡県告示第244号）」に定める資格を開札時から契約の効力が発生するときまで継続して有していること。（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望する者は、本県が定める競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、別途なされる政府調達案件の資格公告に定める期間内に次の部局へ提出すること。

- ・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
福岡県総務部総務事務厚生課調達班
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号（県庁行政棟1階）
（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和6年12月27日（金曜日）現在において、次の(1)から(3)までの条件を満たすこと。また、開札時点において、次の(1)から(4)までの条件を満たすこと。

- (1) ガス事業法（昭和29年法律第51号）第3条の規定に基づきガス小売事業者としての登録を受けている者
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者
- (3) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者
- (4) 2の入札参加資格を有する者のうち、入札参加希望業種が業種品目13-11（サービス業種その他（その他））で、「AA」の等級に格付けされている者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

福岡県総務部財産活用課設備管理係

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号（県庁行政棟9階）

（電話番号） 092-643-3091（ダイヤルイン）

（FAX） 092-643-3093

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 契約書作成の要否

要。また、落札者は、暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。

8 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札説明書の交付

(1) 期間

令和6年12月13日（金曜日）から令和7年1月28日（火曜日）までの福岡県の休

日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項各号に掲げる日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで

(2) 場所

5の部局で交付するほか、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）でダウンロードによる交付も行う。

10 入札参加申込み

(1) 提出書類

入札説明書のとおり

(2) 提出場所

5の部局とする。

(3) 提出期限

令和6年12月27日（金曜日）午後5時00分

(4) 提出方法

持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期間内必着。）で行う。

(5) その他

ア 入札参加の申込みをしない者は、入札に参加できない。

イ 提出書類の作成に係る費用は、提出者の負担とする。

ウ 提出された書類は、本県において無断で他の目的に使用しないものとする。

エ 提出書類は返却しない。

11 仕様等に関する質疑応答

仕様等に関する質問がある場合は、次のとおり書面により提出すること。

なお、書面は、受付場所への持参又は郵送により提出することとし、電送によるものは受け付けない。

また、質問に対する回答は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、閲覧場所での閲覧に供する。

(1) 受付場所

5の部局とする。

(2) 受付期間

令和6年12月16日（月曜日）から令和7年1月22日（水曜日）までの県の休日を
除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで

(3) ホームページ掲載期間

令和7年1月27日（月曜日）午前9時00分から令和7年1月30日（木曜日）午後
5時00分まで

(4) 閲覧場所

5の部局とする。

(5) 閲覧期間

令和7年1月27日（月曜日）から令和7年1月30日（木曜日）までの県の休日を
除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで

12 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 提出期限

令和7年1月30日（木曜日）午後5時00分

(3) 提出方法

持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期
間内必着。）とする。

13 開札の場所及び日時

(1) 場所

5の部局とする。

(2) 日時

令和7年1月31日（金曜日）午前10時00分

(3) 立会者

開札は、入札者又はその代理人の立会の元、行うものとする。入札者又はその代
理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせてこれ
を行う。

14 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4

項の規定により、再度の入札を行う。再度の入札は、開札の際、入札者又はその代理
人の全てが立ち会っており、その全てが同意する場合にあっては、直ちにその場で、
その他の場合にあっては、別に定める日時及び場所において行う。

15 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（年額ではなく、令和7年4月1日から令和9年4月30日までの契約期
間に係る見積金額で、消費税等を含む。以下同じ。）の100分の5以上の入札保証
金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金
の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額
とし、入札書提出期限の日以前から令和7年4月1日までを保険期間とするもの
）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人
等を含む。）との同種・同規模の契約を2件以上誠実に履行したことを証明する
書面（当該発注者が交付した証明書に限る。）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額（契約単価に本契約において発注者が示した予定発注数量を乗じた額と
する。年額ではなく、令和7年4月1日から令和9年4月30日までの契約期間に係
る総額で、消費税等を含む。以下同じ。）の100分の10以上の契約保証金又はこれ
に代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免
除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額
とし、契約締結日から令和9年4月30日までを保険期間とするもの）を締結し、
その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人
等を含む。）との同種・同規模の契約を2件以上誠実に履行したことを証明する
書面（当該発注者が交付した証明書に限る。）を提出する場合

(3) 契約の規模

(1)及び(2)における「同規模の契約」とは、見積金額又は契約金額（2年分）のう

ち、1年分に相当する金額の2割に相当する金額より高い金額（当該契約が複数年にわたる場合は、そのうち1年分のみ）の契約とする。

16 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、14により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札説明書において示した条件等入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が15の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

17 最低制限価格の有無

無

18 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

19 その他

- (1) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情申立てについては、福岡県庁ホームページ

(<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>)に掲載している。

- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (4) その他、詳細は入札説明書による。

20 Summary

- (1) The name of the contract matter :
Gas to use in Fukuoka Prefectural Institution
- (2) Time Limit for Tender :
5 : 00 P. M. 30 January, 2025
- (3) Contact Point for the Notice :
Fukuoka Prefectural office
7 - 7, Higashikoen, Hakata - ku, Fukuoka City, 812 - 8577, Japan
Tel 092 - 643 - 3091

公告

福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成2年福岡県条例第20号）第6条の2の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置についての環境調査書の提出があり、同条例第7条第2項の規定により指定地域を定め、同条例第3項の規定によりその旨を通知したので、同条例第8条第1項の規定により次のように公告し、当該環境調査書を縦覧に供する。

令和6年12月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 設置者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社アース
福岡市東区唐原一丁目24番18号203
代表取締役 野中 康成
- 2 施設の種類及び処理能力

木くずの破碎施設

木くず 一日当たり 89.72 t

がれき類及びガラスくず等の破碎施設

がれき類 一日当たり 680 t

ガラスくず等 一日当たり 680 t

3 設置場所

木くずの破碎施設

福津市上西郷字アカサカ1387番

がれき類及びガラスくず等の破碎施設

福津市上西郷字アカサカ1388番1

4 指定地域

福津市上西郷及び日蒔野の各一部

上の区域を図面において表示し、5に掲げる場所に備え置いて縦覧に供する。

5 縦覧の場所

福岡県環境部廃棄物対策課及び福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所環境指導課

6 縦覧の期間

令和6年12月13日から令和7年1月14日まで

公告

解散した清算法人山田土地改良区から清算人の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法18条第18項の規定により次のように公告する。

令和6年12月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

氏名	住所
佐野 弘道	豊前市大字四郎丸1449番地3
是繁 政明	豊前市大字四郎丸471番地

前田 傳次郎	豊前市大字川内224番地1
渡邊 重敏	豊前市大字川内1862番地1
寺中 敏夫	豊前市大字川内3069番地
杉永 一二三	豊前市大字鳥越238番地1

公告

辻垣・道場寺・高瀬土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和6年12月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 退任理事

氏名	住所
上田 民生	行橋市大字辻垣460番地

公告

令和6年度福岡県県土整備部・建築都市部公共事業再評価検討委員会（第3回）が次のように公開されるので、公告する。

令和6年12月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 日時

令和6年12月20日（金） 午後2時30分

2 会場

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁地下1階 行政2号会議室

3 予定議案（審議順）

(1) 道路事業（（主）瀬高久留米線（荒木バイパス工区））について

- (2) 河川事業（不動川・藤町川）について
- (3) 地すべり対策事業（柳原地区）について
- (4) 都市公園事業（筑後広域公園）について
- (5) 港湾事業（苅田港新松山地区）について
- (6) 港湾事業（三池港四山地区）について

4 会議の公開

会議の傍聴を希望する者は、会議当日、会場にて開会30分前から受付を行うので、開会10分前までに申し込むこと。ただし、傍聴席に限りがあるため、申込者が10人を超えた場合は、抽選により傍聴者を決定する。

5 問合せ先

福岡県県土整備部県土整備企画課（福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3696）

公告

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条の規定に基づき、住宅確保要配慮者居住支援法人を指定したので、同法第41条第1項の規定により次のように公示する。

令和6年12月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

支援法人の名称	支援法人の住所	支援業務を行う事務所の所在地	指定年月日
殖産開発株式会社	糟屋郡粕屋町大字 仲原2525番地	糟屋郡粕屋町大字 仲原2525番地	令和6年12月2日